

広島県告示第六百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、平成二十年九月一日から、広島市の別図第一に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

平成二十年八月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

# 別図第1

段原四丁目

猿猴川

S=1:2,500

N

段原日出町  
字東地

段原日出一丁目

段原日出町  
字山崎

上東雲町

段原山崎二丁目

段原日出町  
字東地

段原日出二丁目

段原山崎町  
字山崎

段原山崎三丁目


広島市立  
比治山小学校

段原日出町  
字山崎

東雲本町一丁目

霞一丁目

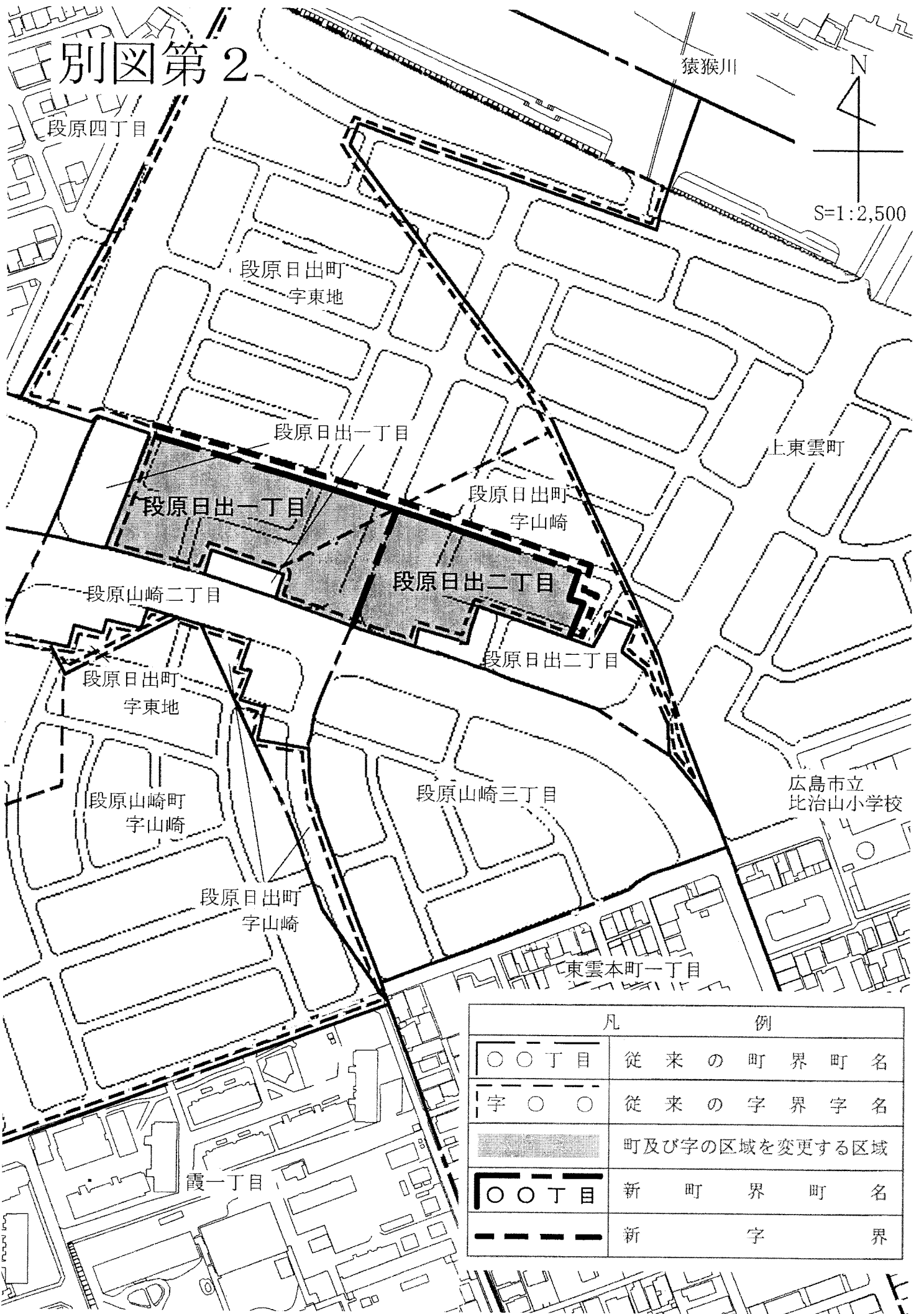
凡 例

○ ○ 丁目	従 来 の 町 界 町 名
字 ○ ○	従 来 の 字 界 字 名
	町及び字の区域を変更する区域

# 別図第2

猿猴川

S=1:2,500



凡 例	
○ ○ 丁目	従 来 の 町 界 町 名
字 ○ ○	従 来 の 字 界 字 名
■	町及び字の区域を変更する区域
◻ ○ ○ 丁目	新 町 界 町 名
— — —	新 字 界